

でんごん広場

みなさんの情報交換の場 ⑩=行事案内

児玉都市リズム&なわとびクラブ主催
定期発表会 2019 ⑩

日時 2月3日(日)
正午～午後3時

会場 市民文化会館

費用 無料

※申込不要です。直接会場へ。

問合せ 妹尾 ☎090-8105-7847

祝百賀



戸塚 ヒサさん
(滝瀬)



中島 マスさん
(東台)

市内在住で大正7年生まれの内倉夫子さん、戸塚ヒサさん、中島マスさんがめでたく100歳を迎えられました。大正・昭和・平成と3つの時代を歩んできた皆さんを吉田市長が訪問し、お祝いの「寿状」を手渡しました。

※内倉夫子さんご希望によりお名前のみのご紹介です。

1月20日まで毎日点灯 マリーゴールドの丘イルミネーション点灯式

11月23日、マリーゴールドの丘公園でイルミネーションの点灯式が行われ、約1,300人の来場者がブルーとゴールドのイルミネーションを楽しみました。

点灯式では、本庄東高校吹奏楽部によるハンドベルの美しい音色が会場に響き、来場者が一体となったカウントダウンを合図に約2万球のイルミネーションが一斉に点灯すると、会場は大きな歓声に包まれました。



ドーム型のイルミネーションの中にはベンチが設置され、人気のフォトスポットになった

不屈の努力を続ける人を表彰 第12回塙保己一賞表彰式・記念コンサート

障害がありながらも不屈の努力を続けて顕著な活躍をしている方や、障害者のために貢献をしている方に贈られる「塙保己一賞」。12月15日にセルディで表彰式が行われ、大賞を高田英一氏、奨励賞を大胡田誠氏、貢献賞を(公財)日本盲導犬協会が受賞しました。その後開催された記念コンサートでは、澤村祐司氏らによる箏、ピアノ、尺八の演奏が披露され、会場には美しい音色が響き渡りました。



受賞者は下段左から(公財)日本盲導犬協会、高田英一氏、大胡田誠氏

第2回ほんじょマルシェ NEXT商店街プロジェクト事業

12月16日、商店街の賑わい創出を図るため、第2回ほんじょマルシェが開催されました。メイン会場のはにぼんプラザでは野菜やお菓子、ハンドメイド作品などを販売する11店舗が出店。また空店舗を利用した会場では、親子で楽しめるクリスマスの飾り作りやワークショップなどが楽しめる『まちなかdeこどもクリスマス』が行われ、各会場を巡りながらイベントを楽しむ家族の姿で賑わっていました。



メイン会場でクリスマスにぴったりのオリジナルキャンドルを作る子どもたち

安心して暮らせる住まいを建てるために 建築主のみなさんへ

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止し、より安全で快適に暮らすために、建築主のみなさんは次のルールを知っておきましょう。

▶ 工事監理者を定めましょう

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止するために、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックをすることが重要となります。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書どおりに工事が行われているかを確認する重要な役割を担っていますので、建築主は必ず工事監理者を定めてください。

▶ 完了検査を受けましょう

工事が完了したときには、建築主は完了検査の申請をすることが法律により定められています。この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査ですので、必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

★建築開発課 ☎25-1140

熊谷建築安全センター(熊谷県土整備事務所内)

☎048-533-8776

狭あい道路の拡幅整備を推進しています

狭あい道路は、私たちが日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたします。市では平成18年に「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、市民のみなさんのご協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

▶ 狭あい道路沿道のみなさんへ

建物や塙の新築・建替え等の際は、次の①②どちらかの道路後退部分の手続きを必ず行ってください。手続きをしていただくと、市が道路後退部分の整備と維持管理を行います。後退済みで手続きを行っていない場合は、ご相談ください。

①道路後退部分を分筆登記し、市に寄附する。

※分筆登記費用に対し、一定要件を満たすことで上限15万円の補助金を交付する制度があります。

手続窓口 道路管理課(市役所2階) ☎25-1135

②道路後退部分を公共用道路として無償使用することの承諾書を提出する。

※道路後退部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。

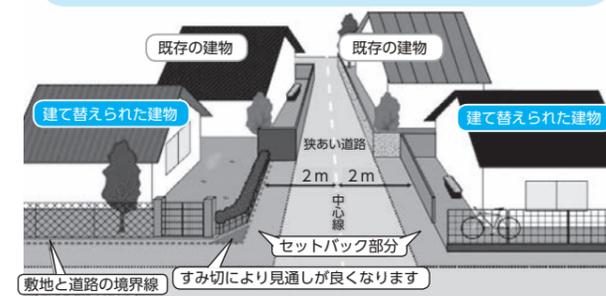
手続窓口 建築開発課(市役所2階) ☎25-1140

▶ すでに道路後退が済んでいるみなさんへ

過去に道路後退した部分に塙等を再度設置したり、通行の障害となる物を置いたりすると、災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすことになります。道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路とは・・・

幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの。その中でも、建築基準法の基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものを建築基準法第42条第2項道路と呼び、建物等の新築・建替え等の際には道路の中心線から2mの後退(セットバック)が必要となります。



狭あい道路のセットバックイメージ